

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 広報・IR 室
電話番号 03-5530-3055 (代表)

定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 43 期定時株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるように、規定を変更するものであります。なお、定款第 27 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 27 条 (条文省略) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第 27 条 (現行どおり) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
(監査役 of 責任免除) 第 36 条 (条文省略) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役 of 責任免除) 第 36 条 (現行どおり) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日
定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 29 日
平成 28 年 6 月 29 日

以 上